

船橋市薬局DOTS実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、船橋市地域DOTS実施要綱（平成16年8月20日船保予第146号。以下「要綱」という。）第8条の規定に基づき、地域DOTSの推進を図るため、薬局における直接的服薬確認療法（以下「薬局DOTS」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 薬局DOTSの対象となる結核患者（以下「患者」という。）は、要綱第3条に規定する地域DOTS個別支援計画（以下「支援計画」という。）により薬局DOTSが必要と認められた者とする。

(実施依頼)

第3条 保健所長は、患者の希望、利便性等を考慮し、薬局DOTSの実施を依頼する薬局を選定し、船橋市薬局DOTS依頼書（第1号様式）により当該薬局に依頼するものとする。

2 前項の規定により依頼を受けた薬局は、薬局DOTSの実施を承諾するときは、船橋市薬局DOTS承諾書（第2号様式）により保健所長に通知するものとする。

(実施内容)

第4条 前条第2項の規定により薬局DOTSの実施を承諾した薬局（以下「支援薬局」という。）は、患者が来局した際に、次の各号に掲げるところにより薬局DOTSを実施するものとする。

- (1) 服薬確認の方法及び手順を説明すること。
- (2) 直接服薬確認、残薬数、服薬済の空袋、服薬手帳等により服薬状況を確認すること。
- (3) 服薬による副作用の有無を確認すること。
- (4) 誤薬、怠薬等が認められたときは、服薬指導を行うこと。
- (5) 服薬確認後は、服薬手帳に確認のサインをすること。
- (6) 患者が予定日に来局しない場合又は問題が発生した場合は、速やかに保健所担当保健師に連絡すること。

(実施報告)

第5条 支援薬局は、毎月の薬局DOTSの実施状況を取りまとめ、翌月の5日までに船橋市薬局DOTS実施報告書（第3号様式）及び船橋市薬局DOTS実施内訳書（第4

号様式)により市長に報告しなければならない。

(報償)

第6条 市長は、支援薬局から前条の規定による報告を受けたときは、薬局DOTSの実施状況を確認し、報償として服薬確認1件につき400円を当該支援薬局に支払う。

(守秘義務等)

第7条 支援薬局は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。薬局DOTS終了後においても同様とする。

2 支援薬局は、患者の個人情報を取り扱うときは、その人権を侵すことのないように努めなければならない。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成19年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。